

衆第一百一回国院会 運輸委員会議録 第七号

(一八四)

平成三年三月十二日(火曜日)  
午前九時三十分開議

出席委員  
委員長 龜井 善之君

理事 武部 勤君  
理事 柳沢 伯夫君  
理事 山中 末治君  
魚住 汎英君  
坂本 刚二君  
藤井 增子  
増子 佐藤 祐弘君  
村田 吉隆君  
緒方 克陽君  
関山 信之君  
土肥 隆一君  
石田 祝稔君  
佐藤 祐弘君  
小林 恒人君  
常松 裕志君  
細川 律夫君  
草川 昭三君  
高木 義明君  
村岡 兼造君  
運輸大臣 大塚 秀夫君  
黒野 匡彦君  
中村 徹君  
運輸省地域交通 局長 佐々木建成君  
運輸省地政局長 松波 正壽君  
運輸省港湾局長 御巫 清泰君  
委員外の出席者 室長 長崎日出雄君  
運輸委員会調査室長

委員の異動  
三月八日 辞任 速見 魁君 関山 信之君  
同月十二日 辞任 土肥 隆一君 石田 祝稔君  
補欠選任 土肥 隆一君 石田 祝稔君  
補欠選任 土肥 隆一君 石田 祝稔君  
同日 辞任 土肥 隆一君 石田 祝稔君  
補欠選任 土肥 隆一君 石田 祝稔君  
補欠選任 土肥 隆一君 石田 祝稔君  
補欠選任 土肥 隆一君 石田 祝稔君

御起立をお願いいたします。——黙禱。  
〔総員起立、黙禱〕  
○龜井委員長 黙禱を終わります。御着席願います。

○大塚(秀)政府委員 今回の新幹線鉄道施設の譲渡については、法案の第一条にもございますように、上場のための環境の整備を目的としたものでございます。

○春田委員 だから、表裏一体として考えていいのですね。

○大塚(秀)政府委員 そのようにお考へいただい結構だと思います。

○春田委員 株式の売却が今年度不可能だった場合、この譲渡はどうお考へになるのですか。

○龜井委員長 内閣提出、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案、鐵道整備基金法案及び全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題いたしました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。春田重昭君。

○春田委員 政府は、JRの本州三社ですね、東日本、東海、西日本の三社に対しまして、既設の新幹線であります東北、上越、東海道、山陽のこの新幹線を譲渡する計画を打ち出しておりますが、その背景並びに趣旨を大臣から簡単に御説明いただきたいと思います。

○春田委員 政府は、JRの本州三社ですね、東日本、東海、西日本の三社に対しまして、既設の新幹線であります東北、上越、東海道、山陽のこの新幹線を譲渡する計画を打ち出しておりますが、その背景並びに趣旨を大臣から簡単に御説明いただきたいと思います。

○春田委員 JRの株式の売却、上場は、JRの完全民営化の道であるとともに、株式売却収入によりまして清算事業団の長期債務の円滑な処理を行うことができますので、國鉄改革の一層の進展を期待できるものであると思っております。

○春田委員 本州三社の株式の売却、上場に際しては、現在、保有機構から借り受けております巨額の新幹線資産とこれに係る債務の確定がなされていないこと、設備の維持更新に必要とされます内部留保が十分でないという財務体質上の問題があることによりまして、今回、保有機構が保有する新幹線施設を適正な譲渡価額その他一定の譲渡条件で本州三社に譲渡するものであります。

○春田委員 ただいま大臣から御答弁がありましたが、内閣提出第六三号) 地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

出席政府委員  
運輸大臣官房国  
有鉄道改革推進  
総括審議官  
運輸大臣官房国  
有鉄道改革推進  
部長

運輸大臣  
運輸省地域交通  
局長  
運輸省地政局長  
運輸省港湾局長  
委員外の出席者  
運輸委員会調査  
室長

本日の会議に付した案件  
新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案(内閣提出第三五号)  
鉄道整備基金法案(内閣提出第三六号)  
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)  
地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

○龜井委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ち、この際、御報告申し上げます。  
○龜井委員長 これより会議を開きます。  
ここに、委員各位とともに故速見魁君の御冥福を祈り、謹んで黙禱をさげたいと存じます。

八日、逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

○龜井委員長 これより会議を開きます。  
議事に入るに先立ち、この際、御報告申し上げます。  
○龜井委員長 これより会議を開きます。  
ここに、委員各位とともに故速見魁君の御冥福を祈り、謹んで黙禱をさげたいと存じます。

○龜井委員長 これより会議を開きます。  
議事に入るに先立ち、この際、御報告申し上げます。  
○龜井委員長 これより会議を開きます。  
ここに、委員各位とともに故速見魁君の御冥福を祈り、謹んで黙禱をさげたいと存じます。

なるわけですから、株式売却というのが大きな条件であろうと思うのです。

ところが、先ほど言つたように、民間の研究機関、また専門家の間では、かなりこの九一年度のいわゆる株式売却については無理ではないかといふ説がある。よく調べてみると、本州三社の中でも西日本におきましてはまだ上場の条件がそろつてない、東証のいわゆる審査基準に必ずしもマッチしない点があるのです。そういうことから考えれば、JRの本州三社が一括して上場できるかどうか、そろつてない面もあるのです。そうしたら、この譲渡案については、今言つたように早いのではないかという説があるのです。どうお考えになりますか。もう一回御説明いただきたい。

○大塚(秀)政府委員 新幹線鉄道施設の譲渡問題というのは、上場に当たつて巨額の新幹線鉄道施設という資産の債務の確定がなされていないこと、またこの巨額の資産のうち、償却資産についてはできるだけみずから減価償却費を計上して維持更新の内部留保を行つていくという趣旨でござりますから、上場に備えて一刻も早く新幹線施設を譲渡する。この新幹線施設の譲渡に伴う損益への影響等についても投資家にディスクローズしないければならない、このためにもできるだけ早く急ぐという必要性があると考えております。これは、実際に上場の時期がいつかということにかかわらず、上場の時期は早期に行うという前提である限りは、一刻も早く法案を成立させていたいとつて必要だと考えております。

○春田委員 株式売却の問題だけじゃないのですね。この法案をよく調べてみると、三法案をよく調べますと、要するに整備基金の問題とか、またJRの要するに建設費負担金の問題とか、また整備新幹線をつくった後も、いわゆる譲渡、貸与の問題とか、さまざまな問題が残つておるわけですよ。必ずしも整理されてない。必ずしも関係者の間できちっと、何といいますか了解されてない面がある。そういう点では、非常に私は、いわゆる譲渡法というのは拙速じゃないかという感じを

持つのです。

確かに、新幹線保有機構法の第二十一条には、貸付期間が終了したときは、「云々」ということで最後にJRに譲渡するものとなつておりますけれども、しかしこの法律が制定されたのは、御存じのとおり昭和六十一年十二月なんですね。したがつて、まだ四年しか経過していないわけですよ。四年しか経過していないのに、いわゆるリースから譲渡と、このように非常に早くなっている。こういふのではないかという説があるのです。どうお考えになりますか。

○村岡国務大臣 今、総括審議官からお答えがあ

りましたように、先生は、四年しかたつてないのに甘いのではないか、こういうようなお尋ねでござりますけれども、私もいろいろ事務当局の方からお聞きをいたしまして、十分協議をいたしましたが、そしてJR各社も完全民営化のためにはぜひそうしなければいけないというような状況のもとでやりましたので、御心配の点もあるうかとは思

いますが、私どもとしては、この譲渡、あるいは将来それに伴つて起つてまいります株式の売却、上場、そういうもの、また清算事業団の債務を減らす、こういう点でやつていただきたい、こう思つております。

○春田委員 そうしたら、この新幹線保有機構法の二十一條をつくったときには、もう早々に譲渡するんだというお考えでこれをおつくりになつたのですか。

○大塚(秀)政府委員 国鉄改革時におきましては、まず、国鉄の再建のために新しい経営形態が順調に経営ができるようになつて改革の内容の検討の重点があり、上場される場合には、

浅く、新幹線それぞれの将来の輸送量の見通し、収益の見通しが十分立たなかつたというようなこ

ともあり、新幹線鉄道施設に係ります収益と債務の調整を行うのに新幹線鉄道保有機構をつくり、これが一括保有する。それで貸付期間を三十年と

いう前提にした結果として二十一条もできたと考

えますが、今日、上場に当たつてさらに学識経験者等で検討した結果、このまま債務が確定しない

よりも、現時点で新幹線鉄道施設を譲渡すること

が経営基盤を強化する、あるいは完全民営化への

道であるという結論が出来ましたので、新幹線鉄道保有機構法をここに廃止するということで、この

法案を国会へ提出させていたいたわけでござい

ます。

○春田委員 当初運輸省が考えた以上に、私は、JRの経営が非常に順調にいっている、黒字が大きくなってきた、ここに大きな今回の譲渡案が出てきた背景があるううと思うのです。そういった面ではJRの御苦労に感謝すべきである。ところが、今回はそういったJRの御苦労に対しまして一兆円の上積みをするなんということをお考えになつてはいるわけでございまして、非常に納得されない面がたくさんございます。

そういう面で、まだまだこの三法案とも非常に不整備な点が多くある、こういった点で隨時私は質問させていただきたいと思うのですが、この譲渡構想につきましては、運輸省から出されたもの

の協議の結果、現在ではそれぞれ今回の譲渡について合意、賛同をしているところでございます。

○春田委員 JR東海が積極的だったのに對し、他の二社は余り積極的でない、いろいろと問題点を提起したと

いうこともござります。しかし、その後の各社との協議の結果、現在ではそれぞれ今回の譲渡につ

いても積極的だつたのですか。

○大塚(秀)政府委員 これはいろいろ非公式にもJR各社と協議をいたしましたが、確かに当初は

JR東海が積極的だったのに對し、他の二社は余り積極的でない、いろいろと問題点を提起したと

いうこともあります。しかし、その後の各社との協議の結果、現在ではそれぞれ今回の譲渡につ

めには、どうしても東海道新幹線の譲渡が必要だ

という問題提起をしたわけでございます。

その後、私どもこの問題を検討し、またいろいろ

な学識経験者の意見を徴した結果として、JR

東海のみならず、本州三社について先ほどから申

し上げておりますように巨額な資産の債務を確定

する必要があること、また、それれにおいてこ

の巨額な資産について維持更新等を行つていくこと

で、償却資産についてみずから償却していくこと

が今後の上場を前提とした経営基盤の確立の上で

譲渡構想が固まってきたというわけでございます。

○春田委員 これは、JR三社とも改善について

が今後の上場を前提とした経営基盤の確立の上で

譲渡構想が固まってきたというわけでございます。

○大塚(秀)政府委員 これはいろいろな公式にもJRの経営が非常に順調にいっている、黒字が大きくなってきた、ここに大きな今回の譲渡案が出てきた背景があるううと思うのです。そういった面ではJRの御苦労に感謝すべきである。ところが、今日はそういったJRの御苦労に対しまして一兆円の上積みをするなんということをお考えになつてはいるわけでございまして、非常に納得されない面がたくさんございます。

そういう面で、まだまだこの三法案とも非常に不整備な点が多くある、こういった点で隨時私は質問させていただきたいと思うのですが、この譲渡構想につきましては、運輸省から出されたもの

の協議の結果、現在ではそれぞれ今回の譲渡につ

いても積極的だつたのですか。

○大塚(秀)政府委員 この法案について、JRにとって

はプラス面もありますしマイナス面もある。JR

東海が積極的だった、こういうことで、あと東日本、西日本を説得されたということで、JRにと

つても早く民間会社へ移行したい、株も売却した

い、そういう気持ちがありますので、そこへ運輸省がうまく乗つた。そして、譲渡する以上は、要

するに再評価いたしますよ、こういうことで一兆円の上積みが出てきたと思うのですが、さて、この譲渡価額でございます。

確認しておきますが、この東京—上野間が六月二十日を開業される。この路線はJR東日本に譲渡されますね。ところが、この東京—上野間では、薬液の注入不足によって御徒町で大事故があつた、御存じのとおりでございます。この事故によりましてJR東日本は施工業者のゼネコンより工事代金の返還と延滞金等を納付させたはずでございますが、この額はいわゆる再調達価額の中にきちつと入っておりますか。

○大塚(秀)政府委員 御徒町の薬液注入不足に伴いまして請負業者である熊谷組に対してJR東日本が請求した損害賠償金額は、工事の未実施分として約四億五千万円、工期がおくれたことなどに伴います延滞補償として約一億九千万円を請求しましたところでございます。

新幹線鉄道保有機構は、JR東日本が業者から受け入れたこれらの金額について、JR東日本により工事未実施分約四億五千円については昨年十一月三十日に受け入れました。また、延滞補償分のうち、JR東日本の陥没事故に伴う営業損害分約三千万円を控除した約一億六千万円については、昨年十二月二十七日に受け入れております。

この結果、工事未実施分約四億五千万円が、帳簿上は新幹線鉄道保有機構の資産価額として減少することになりますが、昨年十二月に算定した再調達価額九・一兆円におきましては、この減少分を織り込み済みで算定したところでございます。

なお、約一億六千万円の延滞補償金につきましては、工事費そのもの修正ではございませんので、資産価額に変更を加えるものではなく、新幹線鉄道保有機構の収入として計上されているところでございます。

○春田委員 さて、譲渡価額でございますが、今までの同僚議員の質疑の中いろいろな問題点が挙がつておるわけでございますが、特に問題のあるのは二点あると思うのです。一つは一兆円

の上積み分、さらにもう一点はJR三社への配分率の問題ですね。この二点があるかと思うのですが

したいと考えております。

○春田委員 公示価格は平成二年の四月の時点でお出しになったところでございます。平成三年の公示価格もこれは一月一日に国土庁が調査しておりますよね。ただ発表が四月になるだけであつて、今日においてある程度わかるんじやないですか。

○大塚(秀)政府委員 現時点ではわかりませんが、評価審議会が検討する時期には明らかになるかもわかりません。

○春田委員 要するに公示価格を大体基準としてお出しになつておられるわけですね。したがつて、平成二年の一月の公示価格、四月に発表される。平成三年の一月の公示価格、これは四月に発表される。この伸び率が二%であれば運輸省が試算した

が、基本的には六十二年四月の評価額と同様な方法で、市区町村別、そして用途別に新幹線鉄道施設を分けてその平均の価額を求める、面積等で若干補正をして、それをことしの十月一日譲渡時

点における価額に伸ばした、こういう計算結果を得ております。

○春田委員 譲渡時点のことしの十月、この時点に大体伸び率を掛けたということでございますが、この伸び率は大体何%ぐらいに想定されたのですか。

○大塚(秀)政府委員 今申し上げました計算は、まず平成二年四月時点における地価公示額をもとにありますので、その後の土地に関する点につきましては約二%としております。

○春田委員 再精査の時期は大体いつごろなんですか。

○大塚(秀)政府委員 この法律案が成立しましたら、できるだけ早く新幹線鉄道保有機構に審議会を設置したいと考えております。

○春田委員 具体的に何月ぐらいなんですか。

○大塚(秀)政府委員 十月一日に譲渡時点を予定しておりますので、なるべく再精査したいたために、これは法律案がいつ成立するか私の方から

これから東日本においても東京や関東方面というの、何といいますか、東北方面はそういう地価は上昇しないとしても、残りの今言つたようなところは相当地価が上がると予想されます。そういう点で、私は二%ではおさまらないのじやないか。これが二%以上上がった場合は当然再精査価額は九・一兆円から上がるわけですね。こう見ていいわけですか。

○春田委員 平成三年一月の公示価格というのは、一時かなり地価が高騰したのが、いろんな、金利の高目、また不動産業界に対する総量規制、こういった点で、私は平成三年一月の公示価格は相当低くなつていると思うのですが、今言つたような理由でいわゆる金利が下がつてくる、総量規制が緩和される、また地価税が余り効果がないということを考えれば、譲渡時点の十月時点には相当上がつてくるのではないか。二%で果たしておさまるかどうか私は心配しておりますが、どうでしょうか。

○春田委員 新幹線鉄道施設のございますところは都市部だけではございませんので、農村部その他全体の平均を考えなければならないことでございますし、また、最近の地価動向等も十分検討した上、専門家に一つの伸び率を推計してもらつたわけでございますが、新しい地価公示額が出してくれば、当然それも参考にしなければならないと考えております。

○大塚(秀)政府委員 確かに先生御指摘のとおり、それだけ先の輸送量の見通しが絶対大丈夫かと言われるとなかなか難しいところでございますけれども、現時点における見通しとしてできるだけ正確を期したということと、その見通しについてJR各社とも十分協議して、それぞれの納得を得ているという数字でございます。

○春田委員 JR東海やJR西日本は、JR東海は下がつたわけですからこれは納得するでしょう。西日本もそう率は変わつてない、これもある



○大塚(秀)政府委員 JR七社のうち、上場についてのものも他の基準を早い時期にクリアできるのは本州三社でございますが、その本州三社についていつどういう形で売却するかにつきましては、JR株式基本問題検討懇談会で現在検討中であります。JRの経営動向あるいは株式市場の動向を見きわめつつ、適切かつ慎重に判断してまいりたいと考えております。

○春田委員 JR本州三社の中でも、西日本につきましては、純資産や利益の額において、東京証券取引所の審査基準がございますが、この審査基準に該当しない。東日本と東海について上場の審査基準を満たしているわけですが、西日本についてはこの二点について満たしていない。ところが、JR本州三社は同時に上場したいというお考えがあるみたいです。九一年度早期にやりたい、こういうことでございますが、市場の動向を見て、その辺も上場する時期があろうかと思うのですが、上場する以上、この三社は同時上場と考えていいのですか。

○大塚(秀)政府委員 どこを上場するか、どのように上場するか、その具体的な方法については、今申し上げましたように懇談会等で検討しておりますが、その際は、JR三社全体の株式数、それが株式市場に与えるインパクト等も総合的に勘案しなければならないと考えております。

○春田委員 私の要望でございますが、JR本州三社が同時に上場するのがJR全体にとってもプラスになるのじやなかろうかと思りますので、そういう面で運輸省も努力していただきたい、こう思います。

○大塚(秀)政府委員 株でございますが、JR三社分八百二十四万株ございますが、これは一括して売却するのか、それとも分割して売却するのか、この方針もまだ定まってないのですか。

○大塚(秀)政府委員 先生御案内のように、NTTについては分割売却が行われているわけでございますが、JRについては、NTTを先例としつつ、どのような形、一括売却がいいか、分割売却

がいいか等について現在懇談会でいろいろな意見も出、それを検討しているところでございます。○春田委員 今総括審議官も御答弁いただいたようには、NTTの株というのは、第一次放出分については非常に高かつたけれども、第二次、第三次に至って下降してきているわけです。そういう点で、一般投資家に大きな迷惑をかけたという点で、この二の舞だけはしてもらいたくない、このように要望しておきたい。

さらに、一般投資家のいわゆる投資判断の事柄についても、私は、わかりやすい形で公開してその判断を仰ぐべきである、こう思っておりますが、この点どうお考えになつておりますか。

○大塚(秀)政府委員 JRは企業としてもそれれ大変企業規模も大きゅうございますので、その内容については、株主、投資家の保護のためにもできるだけオープンにディスクローズしていくべきであると考えております。

○春田委員 いずれにしても、JR株式を売却、上場するということは、私は非常に結構なことだと思うのです。かつて國のお荷物と言われた三K、国民健康保険、米、そしてこの国鉄、その中の一つの国鉄がいわゆる株式が公開されるという点は非常に大変なことだったと思うのですが、私が、関係者の皆さん方に心から敬意を表したいきたい。そういう点で、条件がそろえば早急に売却、上場していただきたいと要望しておきます。

続いて、鉄道整備基金の問題です。

構想が発表されましたけれども、この基金で整備新幹線が建設されることが決まりました。この建設の負担について、国と地方とJRがそれぞれ分担していく、こうなつております。その割合をまずお述べいただきたいと思うのです。

○大塚(秀)政府委員 整備新幹線の整備に関する基本スキームに沿つて今後整備していくわけですが、新幹線鐵道施設が新幹線鐵道保有機構の保有する國有財産という面を持つてあるところから、これの代金の一部については、先ほど申し上げました

が、新幹線鐵道施設が新幹線鐵道保有機構の保有する國有財産という面を持つてあるところから、これの代金の一部については、国費に充てるということが適当であると考えております。

しかし、先生もおっしゃいましたように、新幹線鐵道施設については、JR各社の運営努力の結果として施設の評価が上がった面もございますので、同時にJR負担分にも充ててあるという形にしております。

○春田委員 したがつて、正確に言つたら、要すれば、JR負担率三五%といふ御答弁がございましたが、これはすべて一般会計のいわゆる公共事業費という形で出資されるのですか。

○大塚(秀)政府委員 平成三年度は、これはNTT・Bでございますが、国の公共事業費が百八十億円計上されておりまして、これは建設費に対する二一%程度に当たります。

○春田委員 そうしたら、国が三五%と言つておられます。この二一%程度ではそういう形ですけれども、これは平成四年度以降はどうなるのですか。平成三年度ではいわゆるNTTのBで百二十億円、これが二一%ございますね。これは平成四年度以降はどうなるのですか。

○大塚(秀)政府委員 平成四年度以後につきましては、特定財源がどのよくなれるか、またシーリング等の関係もございますので、今の時点では、何とも申し上げられませんが、いずれにしても、我々としては公共事業費の確保には引き続き努力してまいりたいと考えております。

○春田委員 特定財源が毎年七百八億円入つてきますね。平成三年度は十月一日からですから半年間はもう毎年入つてくるわけですよ。したがつて、シェアがぐつと伸びて、いわゆる國の公共負担といふこの二一%はさらに縮まつてくるのではあります。この二一%はまさに年々縮んでいくのです。

○大塚(秀)政府委員 そういう場合も考えられますが、私どもも申し上げましたので、平成二年度七十一億円でございましたので五十七億円増加しております。しかし、先生御指摘のとおり、建設費の二一%に当たりますので、残りは新幹線の譲渡代金を充てておりますが、新幹線の譲渡代金につきましては、先ほども申し上げました

が、新幹線鐵道施設が新幹線鐵道保有機構の保有する國有財産という面を持つてあるところから、これの代金の一部については、国費に充てると

いうことが適当であると考えております。

しかし、先生もおっしゃいましたように、新幹線鐵道施設については、JR各社の運営努力の結果として施設の評価が上がった面もございますので、同時にJR負担分にも充ててあるという形になつているのですね。

○春田委員 なかなか運輸省も頭がよくて、国は三五%出すと言つておりますが、中身を精査してみますとそういう形になつているのですね。

ところで、JRの負担分五〇%は、特定財源が三〇%、残り二〇%は開業後の貸付料相当分となつております。この二〇%の根拠は何なのか、御

聴いただきたい。

説

○大塚(秀)政府委員 整備新幹線三線五区間につきまして基本スキームをつくりました際に、これらの整備に要する建設費とその充当方法の中で、JRの負担分については、将来の貸付料を充てる部分が平均して二〇%あるという計算をいたしましたが、この二〇%というのは、将来の貸付料を受益の限度で取った場合に、五区間平均して建設費の二〇%になるというのが根拠でございます。

○春田委員 受益相当分ということですが、今後、整備新幹線は大体十年で仕上げるという形でお答えになつております。この十年間で人件費が上がる、資材も上がる、それから国の負担、地方の負担、相当厳しくなつて、この辺のいわゆる負担率が変わること、さらに、ミニやスーパー特急といふ形で今お考えになつている区分もございます。これがフルになる。例えば長野一軽井沢間では、ミニ新幹線であれば大体六百億ですか、それから、フルになれば三千億円上積みされて三千六百億円という形になる。したがつて、今、計画ではフルとして一兆六千五百億円、これが十年かければ、過去の数字を見ても大体二倍とか三倍に上がつているのですね。こういった形で変化しても受益相当分ということは変わらない、こう考えていいのですか。

○大塚(秀)政府委員 建設費につきましては、一方で物価の騰貴によつて上昇する要因を含んでおりますが、他方で最近の技術成果を取り入れて建設費を削減する、そういうことによってできるだけ一兆六千五百億円の範囲内でとどめるということを我々は今検討しているわけでございます。そして、この建設費いかんにかかわらず、先ほど申し上げました貸付料といふのは受益の範囲であり、これについては開業までにJRと協議して決めるわけでございますが、このスキームは変えない前提で今後整備を進めてまいります。

○春田委員 大臣に再度御答弁いただきたいと思つたのですが、これは断じて変えない、こう考えていいですね。

○村岡国務大臣 この前からもこの問題の御質問が出まして、総括審議官からもお答えがありまし

た。

十分に十年間のこととも考慮に入れて一兆六千五百億と見込んだ、こう思つておりますので、今総括審議官の答えたとおりだと、こう思つております。

○春田委員 さて、JRは、整備新幹線は銀行から借りて建設していく、十年で工事を終わる、よいよ開業する。開業したら、いわゆる在来線の収入と整備新幹線の収入、その差、受益相当分で返済していく形になるわけですが、これは返すのに大体何年くらいの見通しをお立てになつているのですか。

○大塚(秀)政府委員 三十年間を想定しております。

○春田委員 三十年間でこの返済が終わつた場合、その整備新幹線の取り扱いについてはどうお考えになつておりますか。

○大塚(秀)政府委員 国費等を相当投入した新幹線でございますので、引き続き鉄道建設公団が保有することを考えております。

○春田委員 そうしたら、鉄建公団からJRにいわゆる貸与していくことになります。

○大塚(秀)政府委員 そのとおりでございます。

○春田委員 その辺の問題についてはJRときちんと話し合ひされているのですか。

○大塚(秀)政府委員 現在のスキームに基づきまして鉄道建設公団が保有し貸し付けることとなります。

○春田委員 そういつた細かい点については、建ておりますので、この点についてはJRとの問題はなかろうと思いますが、具体的な貸付料等については開業までにJRと十分詰めなければならぬことと考えております。

○春田委員 そういつた応援がなかつたら、これだけの業務はこなせないのじやないですか。

○大塚(秀)政府委員 当然、運輸省としても干渉しない範囲で指導、応援していくことを考えます。

さて、鉄道整備基金が発足いたしますが、この人員は何名ですか。

○大塚(秀)政府委員 役員五名と職員六十名でございます。

○春田委員 そうすると、合計六十五名というこ

とですか。これは新幹線保有機構の職員がそつくりそのまま移行するのですか。

○大塚(秀)政府委員 新幹線鉄道保有機構は廃止されますが、その業務のうち、債務の償還業務、また、残つております新幹線鉄道施設の登記業務等が新しく設立されます鉄道整備基金に承継されますので、そういう業務に関連して、相当な職員は新幹線鉄道保有機構から鉄道整備基金に移行されるものと考えております。

○春田委員 基金の方に行きたいという人、または清算事業団に行きたいという人、本社に帰りた

い、いろいろ要望があろうかと思うのですが、そ

ういつた職員の意向は十分酌み取つていただきたい、このように要望しておきます。

基金の業務の内容を見ますと非常に多岐にわたつておりますね。これだけのいわゆる膨大な業務をわずか職員六十名でこなせるのですか。

○大塚(秀)政府委員 新幹線鉄道保有機構と鉄道整備基金を比較しますと確かに職員数は減少しておりますけれども、新幹線鉄道保有機構のうちの上野一東京間の新幹線工事業務、これがなくなりますし、また、新幹線施設の保有に関係します業務もなくなるというようなこともあります。

○春田委員 それで、基金ではさらに大都市圏の鐵道整備の業務が入つておりますが、大都市圏の通勤通学混雑の緩和対策、これにつきましては同僚議員からも質問がありまして、現在運政審の小委員会で鋭意検討しているということをございますが、この対策は早急に私は立てて発表すべきだと思うのであります。

○春田委員 その辺の見通しがあります。いつごろ大体立てて、いつごろ発表できるのか。

○春田委員 また、この検討委員会の中には当然運輸省の方もお入りになつてているだろうし、鉄道事業者も入つておられるだろうと思うのですが、利用者の方とかまた働く組合の皆さん方とか、そういうメンバーや等が入つておられるかどうか、この辺もあわせて御答弁いただきたいと思うのです。

○佐々木(建)政府委員 今回の整備基金の目的の一つは大都市鉄道の整備

先生御指摘の、運輸政策審議会において大都市鉄道の整備方策などをどのように議論しておるか、どう

いうことであるわけですが、地域交通部会の大都市鉄道整備小委員会という小委員会がございまして、その中で、大都市におきます通

勤通学等の鉄道の混雑、それから通勤時間の増大といった問題に対応するために鐵道の着実な整備を行う必要があるわけですが、用地の取得難、建設費の高騰等の問題がありますので、こういった問題に対応しまして、長期的な視点に立った鐵道整備の促進方策を議論する必要があるという問題意識のもとに議論をしていただいているわけでございます。整備方策については幅広く議論をしていただいているわけでございますが、本年前半といいますか、五、六月ごろには一応の答申をいただくというような目途でやつております。

なお、地域交通部会には交通関係事業者あるいは関係の組合の方、もちろん学識経験者という立場でございますけれども、御参画いただいているわけでございます。そういった議論の中でいろいろな議論があるわけでございますけれども、今回の鐵道整備基金の設立というのは、そういった審議会の審議の趣旨にも沿つたものだというふうに理解しております。

○春田委員 この問題は直接運輸省所管じゃないのですが、大臣、閣議等でも御発言いただきたい

ということで御提案申し上げますが、通勤手当の問題です。

現在、五万円が非課税の限度額になつておりますが、公務員の場合は三万五千円を上限として出

していないのですね。この五万円の範囲は、新幹線で行けば、今新幹線の通勤が非常にやつていま

すが、東京から行つたら熱海までなんですね。で

きたら東京からいわゆる三島、静岡、東京—静岡間でも一時間で行けるのですが、これをやつたら

五万円をオーバーしてしまうのですね。そういう

面で、五万円の限度額もふやしてほしいし、さ

らに、現在限度額となつてゐる公務員の三万五千円、これは民間のそういう通勤手当を大体参考にして、その真ん中をとつて大体三万五千円にし

ているみたいですが、公務員が先頭立つて五万円ぎりぎりまでやつていく、また、五万円で完全実施されていない企業も数多くありますので、そ

勤通学等の鉄道の混雑、それから通勤時間の増大といった問題に対応するために鐵道の着実な整備を行う必要があるわけですが、用地の取得難、建設費の高騰等の問題がありますので、こういった問題に対応しまして、長期的な視点に立った鐵道整備の促進方策を議論する必要があるという問題意識のもとに議論をしていただいているわけでございます。整備方策については幅広く議論をしていただいているわけでございますが、本年前半といいますか、五、六月ごろには一応の答申をいただくというような目途でやつております。

なお、地域交通部会には交通関係事業者あるいは関係の組合の方、もちろん学識経験者という立場でございますけれども、御参画いただいているわけでございます。そういった議論の中でいろいろな議論があるわけでございますけれども、今回の鐵道整備基金の設立というのは、そういった審議会の審議の趣旨にも沿つたものだというふうに理解しております。

○春田委員 この問題は直接運輸省所管じゃない

のですが、大臣、閣議等でも御発言いただきたい

ということで御提案申し上げますが、通勤手当の問題です。

現在、五万円が非課税の限度額になつておりますが、公務員の場合は三万五千円を上限として出

していないのですね。この五万円の範囲は、新幹線で行けば、今新幹線の通勤が非常にやつていま

すが、東京から行つたら熱海までなんですね。で

きたら東京からいわゆる三島、静岡、東京—静岡

間でも一時間で行けるのですが、これをやつたら

五万円をオーバーしてしまうのですね。そういう

面で、五万円の限度額もふやしてほしいし、さ

らに、現在限度額となつてゐる公務員の三万五千

円、これは民間のそういう通勤手当を大体参考にして、その真ん中をとつて大体三万五千円にし

ているみたいですが、公務員が先頭立つて五万円

ぎりぎりまでやつしていく、また、五万円で完全実

施されていない企業も数多くありますので、そ

が、どうお考えですか。

○佐々木(建)政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘のように、通勤手当の所得税の非

課税限度額でござりますけれども、六十四年の一

月一日以後、それまで月額二万六千円であったものが五万円に引き上げられたという状況にござい

ます。

それから、通勤手当の支給状況でござりますけ

れども、民間と公務員に分けて申し上げますと、

まず民間について申し上げますと、通勤手当を全額支給している事業所における手当月額の最高支

給額の中位階層、ちょっとわかりにくいわけですが、最高支給額の順に全事業所を並べたときに、

そのちょうど真ん中に位置する事業所が支給して

いる額でござりますけれども、これが御指摘によ

うに三万円以上三万一千円未満というふうになつ

ております。これはかつては二万円程度で推移し

ていた時期があるわけでございますが、民間につきま

してはそういうことで通勤手当を増額するとい

うような傾向にござります。それから、公務員につきましても、先生御指摘のよう、三万円を

超えるときに三万円とその超える額との差額の二

分の一を三万円にオントした額ということで、最高

限は三万五千円というふうになつておるわけ

がございます。

そういうことが実情でございますが、運輸省

ございましたけれども、JRの貨物についても十

分その路線が保てるよう、支障がないようにし

ていただきたい、この点をあわせて御答弁いただ

きたいと思ひます。

○村岡国務大臣 在来並行線の取り扱いの問題で

ございますが、東北新幹線の地元で反対があると

聞いております。したがいまして、この前も答

弁をいたしましたが、今後また地元と十分協議を

して、見切り発車はしない、こういうようなこと

を考えております。

同時に、貨物線をどうするか、迂回か、第三セ

クターを通すか、あるいはもう一つはフルのとこ

りを通すか、いろいろな方法はあるわけですが、

それにつきましても十分協議をしてやつ

ていくようになつたいたい、こう思つております。

○春田委員 大臣としてもそういう形でひとつ

各省に呼びかけていただきたい、こう思つております。

また、在来線の近代化、スピード化も大事でござ

ります。

○春田委員 大臣としてもそういう形でひとつ

で人権上の問題として、四年になるわけです。しかも、いつまでそこに転勤かということも明示していない。いまだに本人には何らそういうことも伝えられていないわけですね。ですから、家族も非常に不安が強まっていますし、そういう点で早急に解決を図っていただきたい、そういう方向に措置をしていただきたい、そういうように思います。

○村岡國務大臣 今先生がおっしゃいましたこと、けさほど新聞でも見ました。しかし、詳しい内容につきましては、先生から、東京弁護士会から財団法人鉄道総合技術研究所へ勧告書が出た、こういうことで、私もこれを調査いたしまして検討いたしたい、こう思つております。

○佐藤(祐)委員 今すぐ結論といふわけにもいかないと思いますが、よく調査をしていただいて、問題点は非常にはつきりしております。その中いろいろな側面から、単身赴任がいかに人間としての暮らしを破壊するものか、だから単身赴任がやむを得ざる場合もできるだけ短くする責任があるんだと、経営者側には。しかも今回の場合は、いつまでということを明示してない。私は、これは非常にあつてはならないやり方だというふうに思つております。ですから、速やかに解決の方向で検討していただきたい。重ねて要望したいですが、大臣、いかがですか。

○村岡國務大臣 私も、まだ入つてあれどござい

ますので、明示するかどうかという点についても、これまたしているのかどうか、これも調べま

すし、また、単身赴任というのは、従来、ここばかりでなく方々で行われていると思ひますけれども、先ほどお答えしましたように、十分調査をいたしまして検討をいたしたい、こう思つております。

○佐藤(祐)委員 速やかに人権上の問題として解

決を図つていただきたいということを申し上げておきます。

法案関連に入りますけれども、今回の法改正、

整備新幹線中心といいますか、また、主要幹線鉄

道、大都市鉄道の整備、こういうことも課題に上がっております。私は、大都市部での混雑緩和でありますとか安全対策、こういうものも非常に急がれている、あるいは高齢者対策、障害者対策とそういう問題があると思います。

○村岡國務大臣 今先生がおっしゃいましたこと、けさほど新聞でも見ました。しかし、詳しい内容につきましては、先生から、東京弁護士会から財団法人鉄道総合技術研究所へ勧告書が出た、こういうことで、私もこれを調査いたしまして検討いたしたい、こう思つております。

○佐藤(祐)委員 今すぐ結論といふわけにもいかないと思いますが、よく調査をしていただいて、問題点は非常にはつきりしております。その中

いろいろな側面から、単身赴任がいかに人間としての暮らしを破壊するものか、だから単身赴任がやむを得ざる場合もできるだけ短くする責任があるんだと、経営者側には。しかも今回の場合は、いつまでということを明示してない。私は、これは非常にあつてはならないやり方だというふうに思つております。ですから、速やかに解決の方向で検討していただきたい。重ねて要望したいですが、大臣、いかがですか。

○村岡國務大臣 私も、まだ入つてあれどござい

ますので、明示するかどうかという点についても、これまたしているのかどうか、これも調べま

すし、また、単身赴任というのは、従来、ここばかりでなく方々で行われていると思ひますけれども、先ほどお答えしましたように、十分調査をいたしまして検討をいたしたい、こう思つております。

○佐藤(祐)委員 速やかに人権上の問題として解

決を図つていただきたいということを申し上げておきます。

法案関連に入りますけれども、今回の法改正、

整備新幹線中心といいますか、また、主要幹線鉄

道、大都市鉄道の整備、こういうことも課題に上がりります。私は、大都市部での混雑緩和でありますとか安全対策、こういうものも非常に急がれている、あるいは高齢者対策、障害者対策とそういう問題があると思います。

○村岡國務大臣 今先生がおっしゃいましたこと、けさほど新聞でも見ました。しかし、詳しい内容につきましては、先生から、東京弁護士会から財団法人鉄道総合技術研究所へ勧告書が出た、こういうことで、私もこれを調査いたしまして検討いたしたい、こう思つております。

○佐藤(祐)委員 今すぐ結論といふわけにもいかないと思いますが、よく調査をしていただいて、問題点は非常にはつきりしております。その中

いろいろな側面から、単身赴任がいかに人間としての暮らしを破壊するものか、だから単身赴任がやむを得ざる場合もできるだけ短くする責任があるんだと、経営者側には。しかも今回の場合は、いつまでということを明示してない。私は、これは非常にあつてはならないやり方だというふうに思つております。ですから、速やかに解決の方向で検討していただきたい。重ねて要望したいですが、大臣、いかがですか。

○村岡國務大臣 私も、まだ入つてあれどござい

ますので、明示するかどうかという点についても、これまたしているのかどうか、これも調べま

すし、また、単身赴任というのは、従来、ここばかりでなく方々で行われていると思ひますけれども、先ほどお答えしましたように、十分調査をいたしまして検討をいたしたい、こう思つております。

○佐藤(祐)委員 速やかに人権上の問題として解

決を図つていただきたいということを申し上げておきます。

法案関連に入りますけれども、今回の法改正、

整備新幹線中心といいますか、また、主要幹線鉄

したがいまして、現時点におきましては駅の高さ、利用者の利便を配慮してエスカレーターの設置の整備状況、これを先日お伺いしましたが、JRの状況は、総駅数が四千六百八十九あります。うち身障者が容易に利用できる改札口を設置している駅数は八百九十九、エスカレーターは百五十八、エレベーターは百四駅しかないと、この現状です。

常に要望も強いわけありますが、運輸省でエスカレーター設置についてのガイドラインを決められたとか検討中とか聞いておりますが、どうなつておるでしょうか。

○松波政府委員 お答えを申し上げます。

○佐藤(祐)委員 報道などによりますと、五メートル差以上とかいろいろ検討されているというようにも聞いておりますが、一つ提起しておきたいのは、都内を見ましても、JR、私鉄、地下鉄などそれにそういう基準でということではなくて、実際に連絡していくところが多いわけです。非常に要望も強いわけですが、運輸省でエスカレーター設置についてのガイドラインを決められたとか検討中とか聞いておりますが、どうなつておるでしょうか。

○松波政府委員 お答えを申し上げます。

○佐藤(祐)委員 報道などによりますと、五メートル差以上とかいろいろ検討されているというようにも聞いておりますが、一つ提起しておきたいのは、都内を見ましても、JR、私鉄、地下鉄などに、それそれにそういう基準でということではなくて、実際に連絡していくところが多いわけです。非常に要望も強いわけですが、運輸省でエスカレーター設置についてのガイドラインを決められたとか検討中とか聞いておりますが、どうなつておるでしょうか。

○松波政府委員 お答えを申し上げます。

○佐藤(祐)委員 お答えを申し上げます。

○佐藤(祐)委員 なつかか力強い調子の御答弁で、実現の方向でお願いいたします。

○佐藤(祐)委員 なつかか力強い調子の御答弁で、実現の方向でお願いいたします。

○佐藤(祐)委員 それを申し上げましたのも、例えれば、都内に浅草橋駅というのがあります。この場合には下に都営地下鉄が走っているわけですね。地下鉄のホームから地下鉄の改札までが階段が二十七段、改札から路上までが四十三段になります。それからまた、路面からJRの改札までが二十八段、合わせまして、地下鉄のホームから総武線の上りのホームに上がるまでにはなんと百三十九段の階段があるのですよ。これはビルでいいますと八階建てぐらいの高さになるのです。階段数でいいますと。ですからここは非常に過は省略しますが、そこは東武が走つております。



にしかおられなかつたのですね。だからとつさの対応がおくれたわけです。私も改めて聞きましたが、そういう危険な事態が起きたときには、ホームの側で非常列車停止装置ですか、そういうものを作動させる仕掛けがあるということです。それがこの場合には、ホームに要員がいて早く気づく状況であればそれが未然に防げたかもしれない、早く措置をとつて。ところが、反対側にいてそこがおくれた、これはもう一つの大きな問題だと思うのです。

ですから、合理化、効率化ということとどんづら、ホーム要員が減らされている、実情がそうなっているわけですが、やはり国民の安全、乗客の安全を守るというのは何よりのサービスの一つの重要なポイントなんですね。そういう点で、ホーム要員についてもつと見直していくということが必要だということを私は強調したいわけです。本当に私なんかもよく目撃しますが、なれない方とかお年寄りの方とか、どつちに乗ればいいんだとかどう乗りかえればいいんだとか、これまでホーム要員がいたときには聞く方が多かつたわけですね。ところが、聞く人がいないものですから、いろいろ慌てるというような事態もある。この点は、今専ら合理化の方ばかりが追求されている感じがするのですが、本当に安全、サービスという重視して考えるならば、これもなお見直し、再検討が必要だというふうに思うのですが、どうですか。

○大塚(秀)政府委員 ホームの安全対策につきましては、先ほど申し上げました転落検知装置の整備など、きめ細かく安全の確保の面から今後もJRを指導していくつもりでございます。

○佐藤(祐)委員 ちょっと時間がなくなつてきたのですが、もう一点お聞きしたい問題があつたのです。それは鉄道部の問題なんですが、これはJR西日本で相当精力的に進めておられるわけです。去年、たしか十だったと思いますが鉄道部がつくれて、ことし四月から十五、もう一つ九月からや

るのですが、ことしは十六になるというふうにも聞いています。要するに、独立採算的なやり方といいますか、ある区間にいては各鉄道部の運営で、そこで収支をうまく帳じりを合わせようとして、そこで収支をうまく帳じりを合わせようとしているようなことが中心になつていてるものであります。これがことしの第二次分が実施されますと、JR西日本の新幹線を除く総営業キロは四千五百六十ですが、その五二・九%が鉄道部に移管といふのですか、会社内支社みたいな形になるのですけれども、移管されるということになるわけです。

この問題ではこれまで国会で若干やりとりはありましたが、大塚總括審議官が昨年衆議院決算委員会で、効率的にやることと、地元の意見が反映できるような運営を行う、こういうふうに言つておられる。しかし、私たちが調査をしましたところ、地元からは、関係市町村、むしろ反対の意見が強い、反対の意見書が運輸省にも上げられているというふうに聞いておりますが、どうですか。

○大塚(秀)政府委員 鉄道部につきましては、一部から反対の御意見があることは事実でございまが、先般私が申し上げましたように、効率の悪い、採算性の悪い地方交通線を多く抱えるJR西日本として、このようなローカル線区において、効率のよい、また小回りのきく組織をもつて運営することが、かえって地元の住民の足の確保、サービスの改善のためにもプラスになるのではないかと考えております。もちろん、この組織が個別に安全面で支障が出てくるというようなことがございましたら、我々としても適切な指導を考えなければならぬと思つております。

○佐藤(祐)委員 ちょっと時間がなくなつてきたのですが、もう一点お聞きしたい問題があつたのです。それはJR西日本で相当精力的に進めておられるわけです。去年、たしか十だったと思いますが鉄道部がつくれて、ことし四月から十五、もう一つ九月からや

たと思うのですが、私は、すべての線区、路線が黒字ということはもともとあり得ないのだと思うのです。赤字のところもあるけれども黒字のところはある、全体として国民の足を確保するというのが国鉄ですね。JRになつたといつても、その責務といいますか、それは変わらないと思うのです。これは国鉄改革法の四条でしたか、そういふことです。これは国鉄改革法の四条でしたか、そういふことです。これがことしの第二次分が実施されますと、JR西日本の新幹線を除く総営業キロは四千五百六十ですが、その五二・九%が鉄道部に移管といふのですか、会社内支社みたいな形になるのですけれども、移管されるということになるわけです。

この問題ではこれまで国会で若干やりとりはありましたが、大塚總括審議官が昨年衆議院決算委員会で、効率的にやることと、地元の意見が反映できるような運営を行う、こういうふうに言つておられる。しかし、私たちが調査をしましたところ、地元からは、関係市町村、むしろ反対の意見が強い、反対の意見書が運輸省にも上げられているというふうに聞いておりますが、どうですか。

○大塚(秀)政府委員 鉄道部につきましては、一部から反対の御意見があることは事実でございまが、先般私が申し上げましたように、効率の悪い、採算性の悪い地方交通線を多く抱えるJR西日本として、このようなローカル線区において、効率のよい、また小回りのきく組織をもつて運営することが、かえって地元の住民の足の確保、サービスの改善のためにもプラスになるのではないかと考えております。もちろん、この組織が個別に安全面で支障が出てくるというようなことがございましたら、我々としても適切な指導を考えなければならぬと思つております。

○佐藤(祐)委員 もう時間が来ましたので、最後に、今回の三法案、これは国民の貴重な財産である新幹線を事实上一兆円でJRに売り渡す、株上場の条件整備を進めるなど、専らJRの利益のためのものであるという点がまず第一点。また、その一兆円を基金の柱として行われる整備新幹線は、前回御質問したように、政府・与党申し合せをもとに住民の十分な合意を得ずに行はれようとしている。既設新幹線にはなかつた地元自治体負担ばかりか、並行在来線切り捨ての問題、これは極めて重大だということを言わなければなりません。私は昨年の本委員会で、今回のJRは、大量解雇された労働者の汗と家族の涙、また国民の巨額の債務の上を走つて、このういうふうに指摘しましたが、さらに新たな自治体負担と途中の町村の犠牲の上を走らせようとする今回のやり方は、絶対に認ることはできな、法案には反対だということを申し上げたいと思います。新幹線が通つて地域は滅ぶということ

であつてはならない、このことを重ねて指摘をして、質問を終ります。

○亀井委員長 次に、高木義明君。

○高木委員 新幹線の関係三法案につきまして、前回に引き続き質問をいたします。前回は鉄道整備基金の法案に言う「大都市」とはどの範囲を言うのか、こういうところまで終わ

基金法に言うもう一つの大切な趣旨、目的というのでは、新幹線鉄道を初めとして主要幹線鉄道及び都市鉄道の計画的かつ着実な整備を促進する、これも忘れてはならない重要な案件だろうと私は思つております。そういう意味で、今後ますます都市鉄道、大都市鉄道の整備におきましても、特に通勤通学の混雑解消という意味で公共投資をさらにつぎ込み、あるいはまた既存の助成制度を拡充するということが必要だと思っておりますが、その点についていかがお考へか、まずお聞きをいた

いたいと思います。

○佐藤(祐)委員 先生今御指摘の首都圏における大都市圏におきまして、通勤通学の増加によりまして都心部へ乗り入れる鉄道が大変混雑をしている、従来から輸送力増強には私も努めてきたわけですが、なお混雑率がいままだ相当高いという状況にありまして、その一層の改善がぜひ必要だというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 今年の本委員会で、今まで努めてきたわけですが、なかなか実現が進んでおりません。私は昨年の本委員会で、今までのJRは、大量解雇された労働者の汗と家族の涙、また国民の巨額の債務の上を走つて、このういうふうに指摘しましたが、さらに新たな自治体負担と途中の町村の犠牲の上を走らせようとする今回のやり方は、絶対に認ることはできな、法案には反対だということを申し上げたいと思います。新幹線が通つて地域は滅ぶということ

和対策を進めているわけでございますが、今般の鉄道整備基金の設置に伴いまして、無利子貸付制度の導入であるとか地下鉄の補助金の制度の拡充あるいは金額の増加というようなことが今回の措置に伴いまして実施されることが予定されているということで、今申しましたようなことが私どもの方針でございます。

○高木委員 特に私が指摘をしたいのは、基金の設置によりまして、地下鉄整備を含むこの鉄道整備というのが大きくなり要望されておるわけでございます。特に、この基金法に言うところの財源なんですが、特定財源あるいは一般財源の区別を明確にしてこれに当たなければならないと私は思いますが、地下鉄等大都市鉄道の整備についてどう取り組んでいくのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○佐々木(建)政府委員 大都市鉄道の整備は、多額の資金を要する上に懐妊期間が非常に長いとい

うような問題がありますので、これを克服するた

めに、大都市鉄道の整備を促進するための所要の助成措置を講ずるということが必要になつてくる

わけでござりますが、平成三年度の予算案では、

従来地下鉄に出しております一般会計の助成の

ほかに、さらに特定財源を財源とします無利子貸

付制度を設けるということで、いわば財源の多様化を図つたわけでございます。

それで、まず公営地下鉄につきましては、一般

会計の財源を充當いたしまして、前年度四百一億円の額があつたものに対しまして六百五億円と、

五一%の大幅な増額をするということにいたしま

した。今の額は、厳密に言いますとそれぞれ當

の額が若干入つておりますけれども、一般会計の

地下鉄の助成制度とほぼ同様な制度であ

つたわけでございますけれども、新幹線譲渡收入

に伴います特定財源を財源にいたしまして、助成

対象建設費に対して四〇%の無利子貸付制度を設

ける、それから、東京都からも同様の無利子貸付を受けを受けるというような制度に改めまして、御趣旨のような線に沿つて努力をしていきたいと思つています。

○高木委員 通勤混雑緩和対策につきましては、

格段の取り組みを要請をしておきたいと思いま

す。

○高木委員 通勤混雑緩和対策についてお尋ねをしてまいりたいと思いま

す。

○高木委員 前回私は運輸大臣から御答弁をいた

だきましたが、いわゆる国の総合交通体系とい

うのが一つありますし、その中で幹線鉄道網をどう

していくのか、こういう一つのきちつとした考え

方も当然あるべきだと私は思います。

そういう意味で、この新幹線問題は、これまで

長い間いろいろな変遷をたどつてまいりました

が、今日現在、総合交通体系における整備新幹線

の位置づけというものについてどう考えておるの

か。

○村岡国務大臣 昭和六十二年六月に閣議決定さ

れました第四次全国総合開発計画においても示さ

れており、質の高い高速の幹線交通体系を

整備することによりまして、多極分散型国土の形

成を図ることは我が国的重要課題であると考えて

おります。

整備新幹線は、中距離、大量輸送機関としての

鉄道特性を発揮することによりまして、航空ある

いは高速道路とともに、多極分散型国土を形成す

る幹線交通ネットワークの重要な柱として位置づ

けられるものと考えております。

○高木委員 全幹法が制定された趣旨と、当時と

今的情勢というものは、まあ大きく時代が変わつて

おりますが、その交通体系の整備といふ意味で

は、とりわけ今の方が要求をされておるという事

態でございます。そういう中において、今後

整備新幹線を進めていくということにつきまして

は、私は大きく賛意を示すわけでございます。

そこで、今回、暫定整備計画というのが出てま

いましたが、この暫定整備計画の内容について

はどうなつておるのか、その辺お尋ねいたしま

す。

○大塚(秀)政府委員 暫定整備計画におきまして

は、新幹線鐵道規格新線及び新幹線直通線を整備

すべき区間、またその走行方式、最高設計速度、

るNTT・Bの制度、あるいは鉄道整備基金からの交付金の交付等について同様の取り扱いを行う

こと

ができる、このようないくつかの法律

改正でございます。

○高木委員 前回私は運輸大臣から御答弁をいた

だきましたが、いわゆる国の総合交通体系とい

うのが一つありますし、その中で幹線鉄道網をどう

していくのか、こういう一つのきちつとした考え

方も当然あるべきだと私は思います。

そういう意味で、この新幹線問題は、これまで

長い間いろいろな変遷をたどつてまいりました

が、今日現在、総合交通体系における整備新幹線

の位置づけといふものについてどう考えておるの

か。

○村岡国務大臣 昭和六十二年六月に閣議決定さ

れました第四次全国総合開発計画においても示さ

れており、質の高い高速の幹線交通体系を

整備することによりまして、多極分散型国土の形

成を図ることは我が国的重要課題であると考えて

おります。

○大塚(秀)政府委員 この中に「当分の間」という用語が

ございますが、これについては具体的に一体どう

改訂でございます。

○高木委員 通勤混雑緩和対策についてお尋ねをしてまいりたいと思いま

す。

○高木委員 通勤混

かもわかりませんし、そういうことを総合的に今後どう考えていくか、手法そのものについても検討課題だと思います。

○高木委員 今回の整備計画では、九州新幹線の八代—西鹿児島、東北新幹線の盛岡—青森、それから北陸新幹線の軽井沢—長野、こういうところが平成三年度から本格着工されるということになつたわけですが、当然のことながらJRの経営に対して足を引っ張らないようすべきだと思つておりますが、この建設がJRの経営悪化にならないかどうか、その辺の確とした今のお考え、決意をお聞かせいただきたい。

○大塚(秀)政府委員 今回の整備新幹線の整備は、基本スキームに基づく負担割合等を前提として行うものでございますので、この負担割合においてJRが負担しますものは、貸付料につきましても受益の限度と考えており、JRの経営にとつて圧迫にならない形で整備していくものと考えております。

○高木委員 その点は十分配慮をいただきたいものだと思っております。

次に、先ほどからも出ておりますが、並行在来線についてお伺いをしてまいりたいと思いますが、並行在来線のJRからの経営分離については、地域によつて差があるようござります。それは、地域によって差があるようござります。その点について、どうしてそういう差があるのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大塚(秀)政府委員 並行在来線の取り扱いにつきましては、基本的にJR及び地元で十分に話し合つて適切な結論を得る必要があると考えておりますが、現時点で申し上げますと、九州新幹線鹿児島ルートについては、川内—西鹿児島間は、JR九州が今後徹底した合理化をすれば維持可能となりましたことから、JRで引き続き経営するという方針を出しております。

また、これはまだ地元の一部市町村の反対がございまして並行在来線問題について結論が得られていませんが、これも現時点でございますが、篠ノ井—長野間については、篠ノ井線との直通運

転の関係でJR東日本が維持継続したいという意思表示をしているよう聞いております。

また、これは着工調整費のみが計上されており表示があるように聞いておりますが、いずれにしましても、軽井沢—長野間、金沢—高岡間にまではまだ地元で並行在来線問題の結論が出ておりませんので、これから具体的にJRの意思が表示されるものと考えております。

○高木委員 並行在来線問題につきましては、岩手県の方でも住民の反対意見があるようござります。ぜひ、地元の意見を十分調整しながら対応していただきたいと思いますし、また、大きな問題としましてのJR貨物、この輸送体制、路線の確保という意味におきましても、私は十分検討されまして支障が出ないように強くお願いをしております。

次に、私は九州新幹線の長崎ルートについてお尋ねをいたしますが、先ほども触れましたけれども、今回の全幹法の改正は九州新幹線長崎ルートにも適用されるのか。また、今回の財源措置の対象となる新幹線の範囲とは一体どういうものか。

長崎ルートにおきましても対象になつていくのか、この点どうお考えでしょうか。

○大塚(秀)政府委員 今回の全国新幹線鉄道整備法の一部改正は、整備計画が策定され、建設の指示が鉄道建設公団に対して行われております。整備五線を対象としておるものでござりますから、法律上は長崎ルートも入つてくるわけでござります。

ただ、今回、平成三年度におきましても整備新幹線建設推進事業費が計上されているところでありますので、長崎ルートにおきましても、この推進準備事業費により環境影響調査、経済調査、設計・施工法等調査、計画調整調査等の調査を銳意行ついていたいと考えておりますし、この調査に当たつては、JR九州あるいは地元の関係県とも十分御相談するつもりでございます。

○高木委員 はつきり申し上げまして、整備五線のうち、当初の建設費は、これは昭和六十二年四月時点でありますが、フル規格で建設した場合に

なお、九州新幹線長崎ルート等につきましては、平成三年度予算において、整備新幹線建設推進準備事業費として二十億円が計上されているところであります。

○高木委員 この長崎ルートの件でござりますが、このルートにつきましては、昨年の十二月二十四日の政府・与党の申し合わせの中で今触れられましたとおりのことが出ておるわけであります。地元におきましても、昭和四十七年に基本計画の決定があります。そして四十八年の十一月には整備計画ということになつておりますけれども、昭和五十七年には国の財源状況から整備計画は当面の間見合わせるということもあつたわけであります。しかし今回、鉄道整備基金がつくられまして今後の建設に大きく光が差してきただけでありますけれども、地元にいたしましては長年の念願でござります。

そういう意味で、私は、今後この整備新幹線の建設につきましては、フル規格でいくのかあるのか、そういうことが言われておりますが、残る二線につきましてどういうお考えなのか、現在の考え方について明瞭にしていただきたいと思います。

○大塚(秀)政府委員 北海道新幹線、九州新幹線長崎ルートにつきましては、基本スキームにおいては所要の準備、調査を行うこととされおりま

す。

そこで、平成三年度予算におきましても整備新幹線建設推進事業費が計上されているところでありますので、長崎ルートにおきましても、この推進準備事業費により環境影響調査、経済調査、設計・施工法等調査、計画調整調査等の調査を銳意行ついていたいと考えておりますし、この調査に当たつては、JR九州あるいは地元の関係県とも十分御相談するつもりでございます。

○高木委員 再度お尋ねしますが、建設推進事業費といふそういう呼び方が出ておりますが、これは一体具体的にどういうことがなされていくのか、その整備計画との整合性は一体どうなのか、そして今後、地元あるいはJR九州そして運輸省、そういうそれぞれの関係については一体どのような段取りでこれが進んでいくのか、その点についてのお考えをお示しいただいたいと思いま

ますのは、所要の準備調査を行うための費用といふことでござりますが、実際には、整備計画が策定された後、鉄道建設公団が工事実施計画認可申請をするために必要なもろもろの調査を行つてはおり、現在そういう調査を行つてはいるところでございます。しかし、一方、基本スキームにおきましては整備新幹線のうち特に緊要な区間にについて運輸省案というのが出されたものでござりますから、その他の区間についても、そういうことも念頭に置きつつ、今後調査をしていかなければならぬと考えております。

○高木委員 時間もございませんので、前回から今回にかけましていろいろ質問をしてまいりましたが、この新幹線ができるときからそして今日におけるまで、この恩恵というのも私はばかり知れないものがあるうと思っております。幸いにして安全に運行されてきたことにつきましても私は評価をするわけであります、多極分散型国土の形成あるいは地方の活性化という意味に向けては、してのそれなりの総合交通体系の位置づけをされるこの整備新幹線の推進については、今後さらに政治的にも強力な姿勢で取り組むべきと私は思っておりますが、この際、運輸大臣の決意のほどについてお伺いをしておきたいと思います。

○村岡国務大臣 先生の意見を踏まえまして一生懸命頑張つていただき、こう思っております。

○高木委員 これで終わります。

○鷲井委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○鷲井委員長 これより討論に入る所以あります、理事会の協議により、討論は御遠慮願うことになりましたので、御了承願います。

これより順次採決に入ります。

まず、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鷲井委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鷲井委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鷲井委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○鷲井委員長 ただいま議決いたしました三法律案に対し、柳沢伯夫君外三名から附帯決議を付べしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。柳沢伯夫君。

○柳沢委員長 ただいま議題となりました鉄道関連三法案に対し附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、本文を朗読いたします。

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案、鉄道整備基金法案及び全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本鉄道関連三法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 鉄道の整備に関する中・長期的な計画について、運輸政策審議会等を活用しつつ、検討すること。

二 今後、整備新幹線の建設を進めるに当たっては、本鉄道関連三法案に関する国会における議論に十分に配慮すること。

る議論に十分に配慮すること。

三 整備新幹線の建設及び運営に当たつては、整備新幹線を運営する旅客鉄道会社が貸付料として負担する建設負担割合が受益相当分を超えないようにして、旅客鉄道会社の経営に悪影響を及ぼすことがないよう十分に配慮すること。

四 既設新幹線の譲渡後ににおいても、経営の安定を図りつつ、運賃・サービスの維持・改善及び安全・防災対策等に万全を期するよう旅客鉄道会社を指導すること。

五 整備新幹線の建設に際し、並行在来線の取り扱いについては、地方公共団体並びに旅客鉄道会社の意見を十分に配慮するとともに、貨物鉄道会社の輸送に係る対策に万全を期するようあわせて配慮すること。

六 大都市圏の鉄道整備については、今後とも積極的に推進し、通勤・通学混雑の緩和対策の促進を図ること。

七 鉄道軌道整備法に基づく大規模な鉄道灾害復旧事業の助成については、できる限り速やかな適用が図られるよう十分に配慮すること。

八 鉄道整備基金に対し、その業務を適正に運営するよう責任をもつて指導するとともに、新幹線鉄道保有機構の職員の雇用・処遇に万全を期するよう同機構への指導等適切な措置を講ずること。

九 旅客鉄道会社及び貨物鉄道会社に対し、健全な労使慣行の維持発展を図るよう指導すること。

以上であります。

本附帯決議は、当委員会における法律案審査の過程におきまして、委員各位からの御意見及び御指摘のありました問題点を取りまとめたものでありまして、本鉄道関連三法の実施に当たり、政府において特に留意して措置すべきところを明らかにし、新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の計五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求める件を議題といたします。

〔報告書は附録に掲載〕

○鷲井委員長 次に、内閣提出、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜

期そうとするものであります。

以上をもつて本動議の御説明を終わります。

(拍手)

○鷲井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

柳沢伯夫君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鷲井委員長 起立多數。よつて、三法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

○村岡国務大臣 ただいま三法律案につきまして、慎重審議の結果御可決をいただき、まとめておりました。

この際、運輸大臣から発言を認められておりますので、これを許します。村岡運輸大臣。

○鷲井委員長 ただいま議決いたしました各法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一存であります。

本当にありがとうございました。(拍手)

○鷲井委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一存であります。

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鷲井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

順次趣旨の説明を聴取いたします。村岡運輸大臣。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案  
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求める件  
〔本号末尾に掲載〕

○村岡国務大臣 ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求める件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

初めに、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。港湾は、交通、産業、住民生活等の諸活動を支える重要な基盤であり、その整備の推進が国民経済の健全な発展にとって、必要不可欠であることは申すまでもないところであります。

このような見地から、政府は昭和三十六年度以来七次にわたり、港湾整備五カ年計画を策定し、港湾の整備の計画的な実施を銳意推進してまいりましたが、効率的な物流体系及び快適な旅客交通体系の形成、港湾の利用の高度化への対応、地域に対する要請は量的に増大するとともに、ますます多様化し、かつ、差し迫ったものとなつております。このような情勢にかんがみ、港湾の整備を引き続き強力かつ計画的に実施するため、このたび、港湾整備緊急措置法の一部を改正し、平成三年度を初年度とする新しい港湾整備五カ年計画を策定することとした次第であります。以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成ください。

さいますようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求める件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この事件は、運輸省の地方支分部局として、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所を設置しようとするものであります。

すなわち、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、岐阜県高山市に、中部運輸局岐阜陸運支局の下部組織として、飛騨自動車検査登録事務所を設置する必要があります。

以上の理由によりまして、地方自治法第百五六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し国会の御承認を求める次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

○亀井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

附則に次の二項を加える。

23 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第二号)による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾事業で国が施行したもの(平成二年度以前の年度のこの会計の予算で平成二年度以後の年度に繰り越したものにより国が施行する港湾事業を含む。)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとす

る。

効率的な物流体系及び快適な旅客交通体系の形成、港湾の利用の高度化への対応、地域の活性化等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を更に促進する

ため、平成三年度を初年度とする新港湾整備五箇年計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求める件

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

#### 別紙

名 称	位 置	管轄区域
飛騨自動車検査登録事務所	岐阜県高山市	高山市 益田郡 大野郡 吉城郡

岐阜県の飛騨地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、岐阜県高山市に、中部運輸局岐阜陸運支局飛騨自動車検査登録事務所を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のよう改訂する。

第三条第一項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第一十五号)の一部を次のよう改訂する。



平成三年三月二十七日印刷

平成三年三月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K